

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業
基本仮契約書（案）

令和 8 年 1 月 30 日

今治市

目次

前　　文.....	1
第1条（目的等）	1
第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	2
第3条（事業の概要等）	2
第4条（役割分担）	2
第5条（建設共同企業体の組成）	3
第6条（特別目的会社【不設立/運営】に係る責任）	3
第7条（事業契約）	5
第8条（施設整備業務）	6
第9条（維持管理・運営業務）	6
第10条（連帯保証）	7
第11条（再委託等）	8
第12条（権利義務の譲渡の禁止）	8
第13条（損害賠償）	8
第14条（契約の不調）	8
第15条（契約の終了）	8
第16条（秘密保持等）	9
第17条（要求水準書の変更）	10
第18条（管轄裁判所）	11
第19条（誠実協議）	11

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業
基本仮契約書

本基本契約書（以下「本基本契約」という。）は、今治市（以下「市」という。）と末尾記名捺印欄に「事業者」として記名捺印した各当事者（以下総称して「事業者」という。）の間において、本書末尾所定の日付で締結された。

前 文

市は、今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「PFI 法」という。）の趣旨に鑑み、DBO 事業として実施するため、令和 7 年 9 月 25 日に「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

市は、実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業を DBO 事業として実施することが適切であると認め、PFI 法第 7 条に規定される特定事業に準じる事業として選定したうえで、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、令和 8 年 1 月 30 日に「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業募集要項」（以下「募集要項」という。）を公表した。

市は、募集要項に従い、事業者から提出された応募提案書類その他の関連書類（本事業の公募手続において募集要項に基づき作成し期限内に提出された書類・図書のみならず、事業契約の締結及び履行において事業者からなされた提案の一切を含め、以下「事業者提案」という。）に基づき、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする _____ グループを優先交渉権者として決定した。事業者は、市との間で、本事業に関し、令和 8 年 10 月 ____ 日付で基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結した。

【（SPC を設立した場合）構成員は、基本協定第 3 条の定めに従い、本事業に係る維持管理・運営業務の遂行を行わせるために、特別目的会社として SPC を設立した。】

市及び事業者は、本事業の実施に関し、以下のとおり合意する。なお、かかる合意は、基本協定第 5 条の定めに従い、市及び事業者が、本事業に関する事業契約（第 7 条第 2 項に定義する。）を締結するにあたり、本事業の全般に亘る事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。本基本契約は、本基本契約に基づき締結される、市と建設事業者との間の設計・建設工事請負契約（第 7 条第 1 項に定義された意味を有する。）及び市と運営事業者との間の維持管理・運営業務委託契約（第 7 条第 2 項に定義された意味を有する。）により不可分一体として事業契約を構成することを確認する。

なお、本基本契約で用いる用語は、本基本契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、募集要項において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

（目的等）

第 1 条 本基本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、要求水準書等（要求水準書その他募集要項等並びに募集要項等に基づき提出された質問に対して市が公表した回答、募集要項等に基づき実施された技術対話において市が書面で通知した対話結果等をいう。以下同じ。）及び事業者提案に定めるとおりとする。

2 本事業の日程（以下「事業日程」という。）は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

3 本事業において整備される施設（以下「本施設」という。）の概要は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

4 本事業において、事業者が行う業務は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

5 事業者は、日本国の法令を遵守し、監督官庁との協議がある場合には自らの費用と責任においてこれを行い、事業契約（第7条第2項に定義する。）を履行しなければならない。

(役割分担)

第4条 事業者を構成する各当事者（以下、当該当事者を個称する場合には、それぞれ当該当事者の役割名でいうものとする。）は、それぞれ本事業における役割を次のとおり担い、次の各号の定めるところに従い、本事業の事業期間において当該役割で市から委託を受け又は請け負った各業務を遂行するとともに、他の当事者をして、当該当事者が担う役割で委託を受け又は請け負った各業務を遂行せしめるものとする。

代表企業 _____
施設整備グループ代表企業 _____
建設事業者 _____
設計企業 _____
建設企業 _____
維持管理・運營業務グループ代表企業 _____
運営事業者 _____
維持管理企業 _____
運営企業 _____

(1) 建設事業者は、本施設の設計・建設に関して要求水準書等及び事業者提案に定める業務（以下総称して「施設整備業務」といい、そのうち、本施設の設計に関する業務を「設計業務」といい、本施設の建設に関する業務を「建設業務」という。）の一切を一括して請負い、設計企業が本施設の設計業務の一切を、また、建設企業が本施設の建設業務の一切をそれぞれ履行する。

(2) 運営事業者は、本施設の維持管理・運営に関して要求水準書等及び事業者提案に定める業務（以下総称して「維持管理・運營業務」という。）を受託し、維持管理企業が維

持管理業務の一切を、また、運営企業が本施設の運営業務の一切をそれぞれ履行する。

(建設共同企業体の組成)

第5条 建設事業者は、施設整備業務を一括して請け負うにあたり、特定建設工事共同企業体（以下「建設 J V」という。）を組成し、建設 J Vの組成及び運営に関し、建設共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。なお、締結された協定書の写しは、その締結後直ちに市に提出されていなければならない。

2 前項の定めるところに従って市に写しが提出された協定書の内容を、建設 J Vが変更したときには、建設事業者は、建設 J Vをして速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を市に対し提出させるものとする。

(※事業者提案に基づき S P Cが設立されない場合)

(特別目的会社不設立に係る責任)

第6条 事業者は、市に対し、本事業の業務の一部である維持管理・運営業務を遂行させることのみを目的として特別目的会社を設立していないことにより本事業の円滑な遂行に支障が生じないようにすることを確約し、本事業の円滑な遂行を事業者を構成する各当事者をして引き受けさせる。

2 運営事業者は、維持管理・運営業務を実施するにあたり、共同企業体（以下「運営 J V」という。）を組成し、運営 J Vの組成及び運営に関し、運営共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。なお、締結された協定書の写しは、その締結後直ちに市に提出されていなければならない。

3 前項の定めるところに従って市に写しが提出された協定書の内容を、運営 J Vが変更したときには、運営事業者は、運営 J Vをして速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を市に対し提出させるものとする。

(※事業者提案に基づき S P Cが設立された場合)

(特別目的会社運営に係る責任)

第6条 構成員は、本事業の業務の一部である維持管理・運営業務を遂行させることのみを目的として、S P Cを適法に新設したものであることを確認する。

2 構成員は、S P Cの設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を表明し、本基本契約締結時点で真実かつ正確であることを保証のうえ、将来にわたってこれらを維持することを約束する。

(1) S P Cは会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。）上の株式会社であるところの監査役設置会社とすること。

(2) S P Cの本店住所を今治市内とし、今治市内以外の土地に移転させないこと。

(3) S P Cの担当する業務は、維持管理・運営業務の受託及び本基本契約において S P Cが担当すべきとされるその他の業務のみとし、S P Cの目的をその範囲に限定すること。

(4) S P Cの株式は譲渡制限株式の 1 種類とし、S P Cの定款に会社法第 107 条第 2 項第 1 号所定の定めを規定すること。

(5) 構成員以外の者が S P Cに出資していないこと、並びに、代表企業及び維持管理・運営業務グループの代表企業がいずれも構成員として出資していること。

(6) 本事業の事業期間を通じて、前号の出資状態を維持し、かつ、市の事前の同意なくして、これを変更し、又は、構成員以外の者による出資は行わせないこと。

- (7) 構成員は、ＳＰＣが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合にも、構成員の全部若しくは一部が連帯して、又は、いずれかの構成員が単独で、ＳＰＣを倒産させず、ＳＰＣが維持管理・運営業務委託契約（第７条第２項に定義された意味を有する。）上の債務を履行できるよう、ＳＰＣへの追加出資、劣後融資その他市が適切と認める支援措置を講ずるものとする。この場合、市は、合理的に必要と認める内容及び規模の支援措置を選択のうえ、当該選択に係る支援措置（疑義を避けるため、当該支援措置には、上限額は設定されず、市は、合理的に必要と認める金額を設定できるものとする。）を講じることを構成員に対して請求することができるものとし、当該請求後１０日以内に、構成員は、協議のうえ、当該支援措置に対応する構成員及び対応方法を決定し、市に書面で通知のうえ、これを実行するものとする。
- 3 構成員は、ＳＰＣの株主として、本条第２項第１号から第５号の定めに反してＳＰＣの本店所在地、ＳＰＣの目的、ＳＰＣの資本金額その他の定款変更又は増資その他の組織再編を行う株主総会議案に賛成しないものとする。
- 4 ＳＰＣは、本基本契約締結後速やかに、市に対し、現行定款の原本証明付写し及び商業登記履歴事項全部証明書を提出するものとする。なお、その後、その定款又は商業登記を変更したときには、速やかに変更後の定款の原本証明付写し又は商業登記履歴事項全部証明書を、市に対して提出するものとする。
- 5 構成員は、市に対し、本条第２項第６号及び第７号に規定される内容を履行することを、連帯して約束する。
- 6 構成員は、市の要請により、市が別途定める様式及び内容の株式担保権設定契約書を締結の上、自己の保有するＳＰＣの株式に対し、市のために株式担保権を設定し、その対抗要件を具備するものとする。
- 7 前項の定める場合を除くほか、事業者は、本基本契約の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとする。この場合において市に対して行う通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主又は筆頭株主になる者の住所及び氏名又は商号並びに当該行為後のＳＰＣの議決権比率その他事業者が必要と認める事項を記載するものとする。
- (1) 構成員以外の第三者に対するＳＰＣ株式の譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 構成員以外の第三者に対する新株又は新株予約権の発行その他の方法によるＳＰＣへの資本参加の決定
 - (3) 代表企業の議決権付普通株式の保有割合が１００分の５０以下となる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
 - (4) ＳＰＣによる維持管理・運営業務の着手後におけるＳＰＣの資本金を事業者提案記載の金額未満にする減資
 - (5) その他事業者提案に基づく提案内容の変更
- 8 事業者は、前項の定めにかかわらず、代表企業及び維持管理・運営グループの代表企業をして、そのいずれかがＳＰＣの株主でなくなる株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分を行わせないものとし、また、前項の定めるところに従って市の承諾を得て前項第１号乃至第３号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る関連書類（契約書、引受申込書、割当通知書、議事録を含むが、これらに限られない。）の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る市所定の書式の誓約書その他市が必要とする書面を添えて市に対して提出するものとする。

9 S P Cは、将来にわたって経営の健全性を確保するために、毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画を、S P Cが別途定めて市が承認した様式により作成のうえ、市に提出するものとする。市は、当該経営計画を確認し、疑義がある場合には、S P Cに対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、S P Cは、市の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。

10 S P Cは、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類とその附属明細書その他の財務書類を、公認会計士又は監査法人の監査を受けて確定後3ヶ月以内に市に提出するものとする。市は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。市は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

(事業契約)

第7条 建設事業者は、施設整備業務に関し、市との間で、募集要項等により示された様式及び内容の工事請負契約書（本書において「設計・建設工事請負契約」という。）を本基本契約の締結日付で締結する。

2 運営事業者は、維持管理・運営業務に関し、市との間で、募集要項等により示された様式及び内容の維持管理・運営業務委託契約（本書において「維持管理・運営業務委託契約」といい、本基本契約、設計・建設工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約を総称して「事業契約」という。）を本基本契約の締結日付で締結する。

3 前各項の定めにかかわらず、市は、本事業に関し、事業者のいずれかの当事者が次の各号のいずれかに該当する場合、事業者の当該当事者に書面で通知することにより、本基本契約以外の未締結の事業契約の全部又は一部を締結しないことができる。

（1）事業者のいずれかが（ウ及びエにあつては、事業者の役員又は使用人を含む。）、事業契約に関し、次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を市の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

オ その他入札談合行為があつたと認められるとき。

（2）事業者のいずれかが次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配

- 力を有するものと認められる者をいう。）、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第 50 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）と認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- （3）締結している本基本契約以外の事業契約が市より解除された場合。

（施設整備業務）

第 8 条 施設整備業務の概要は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、建設事業者は、設計・建設工事請負契約の定めるところに従い、設計企業をして、設計・建設工事請負契約締結後速やかに設計に着手させ、建設企業をして、事業日程のとおり、本施設を事業日程に定める引渡期限までに完成させて市への引渡しを完了するものとする。
- 3 建設事業者は、本施設の引渡後も、設計・建設工事請負契約の定めるところに従い、本施設の契約不適合責任を負担する。
- 4 前各項の定めるところのほか、施設整備業務の詳細は、設計・建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。

（維持管理・運營業務）

第 9 条 維持管理・運營業務の概要は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、維持管理・運營業務に係る業務遂行期間は、当該期間として要求水準書等及び事業者提案に定める期間（以下「維持管理・運営期間」といい、その初日を「維持管理・運営開始日」という。）とし、本施設の運営を事業日程のとおり維持管理・運営開始日から開始し、令和 27 年 3 月 31 日に終了するものとする。
- 3 運営事業者以外の維持管理・運營業務グループの各構成企業は、維持管理・運営期間の全

期間にわたり、運営事業者が維持管理・運営業務委託契約に基づき負担する本施設のすべての機器の性能及び能力が発揮できるよう、運営・維持管理期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等を運営事業者の負担により速やかに補修、改造又は交換しなければならない義務の履行を運営事業者と連帯して履行する。

- 4 前各項の定めるところのほか、維持管理・運営業務の詳細は、維持管理・運営業務委託契約の定めるところに従うものとする。
- 5 運営事業者は、維持管理・運営業務を維持管理・運営業務委託契約の定めるところに従って維持管理企業及び運営企業に対して関連法令に抵触することなく事業者提案に基づき再委託する。当該再委託に係る契約が解除その他の事由の如何を問わず、維持管理・運営期間の途中で終了する場合又はそのおそれを市が合理的に認めて運営事業者に要請した場合には、運営事業者は、当該再委託先に代わって、運営事業者から再委託を受けて再委託業務を遂行する者の候補者（ただし、募集要項の定める当該再委託先の備えるべき参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「後継再委託先候補者」という。）を探索し、当該再委託先に代わって運営事業者から再委託を受けて当該再委託業務を遂行することにつき、後継再委託先候補者から内諾を得たうえで、後継再委託先候補者の情報その他市が合理的に求める情報を開示して後継再委託先候補者への再委託業務の引継の検討を書面で市に打診することができる。
- 6 市は、前項の定めるところに従って後継再委託先候補者への再委託業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知を運営事業者に対して行うものとする。当該通知を受領した場合、運営事業者は、後継再委託先候補者との間で、維持管理・運営期間の残存期間に係る再委託業務の再委託に関する契約を締結することができ、運営事業者以外の事業者は、これに合理的な協力を尽くすものとする。

（連帯保証）

- 第10条 運営事業者以外の維持管理・運営業務グループの各構成企業（以下、個別に又は総称して、「保証人」という。）は、維持管理・運営業務委託契約に基づき運営事業者が市に対して負担する損害賠償義務、違約金支払義務その他一切の金銭債務（以下「主債務」という。）について運営事業者と連帯して履行する保証債務（以下「本連帯保証債務」という。）を負う。本連帯保証債務の履行については、次項以降の定めに従うものとする。
- 2 本連帯保証債務は、主債務に係る担保又は他の保証により変更されず影響も受けないものとする。保証人は、市がその都合によって担保又は他の保証を変更・解除しても、本連帯保証債務の免責を主張してはならない。
 - 3 保証人は、運営事業者の市に対する維持管理・運営業務に係る委託料その他の債権をもって、本連帯保証債務に係る市の債権と相殺してはならない。
 - 4 保証人は、本連帯保証債務の履行により市の運営事業者に対する権利につき代位した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、代位した権利を行使してはならない。保証人は、市から請求を受けた場合、代位による権利又は順位を市に無償で譲渡するものとする。また、保証人は、本連帯保証債務の履行により運営事業者に対して求償権を取得した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、当該求償権を行使してはならない。ただし、市が事前の書面による承諾をした場合には、この限りでない。
 - 5 保証人による本契約に基づく連帯保証は、主債務に係る担保又は他の保証を変更せず影響も与えないものとする。

- 6 市は、本連帯保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人の全部又は一部に対して、市が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付する。当該保証債務履行請求書を受領した保証人は、その受領した日から 60 日以内に、当該請求に係る本連帯保証債務の履行を完了しなければならない。
- 7 市は、維持管理・運営業務委託契約に基づく維持管理・運営業務に係る各業務内容又は委託費の変更、業務の中止その他の事由により主債務の内容に変更が生じたときは、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知する。保証人は、本連帯保証債務の内容は、主債務の内容の変更に従って、当然に変更されるものとすることを認識しかつ了解しており、これに如何なる異議も述べない。

(再委託等)

第 11 条 第 7 条各項の定めるところに従って締結された契約に基づき受託し又は請け負った業務に関し、建設事業者又は運営事業者は、事業契約の定める場合を除き、第三者に再委託し又は下請けしてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第 12 条 市及び事業者は、相手方の事前の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、第 9 条第 5 項及び第 6 項の定めるところに従って運営事業者が後継再委託先候補者と新規の維持管理・運営業務の全部又は一部の再委託に関する契約を締結する場合には、運営事業者及び建設事業者は、後継再委託先候補者に当該再委託先の本基本契約上の地位並びに当該地位に基づく権利及び義務（ただし、既発生のは除かれるものとする。）を承継させるものとし、市は、これに必要な合理的な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第 13 条 いずれかの事業者の事業契約に基づく市に対する賠償義務については、事業契約において別段の定めがない限り、他の事業者も連帯して責任を負うものとし、市は、事業者の全部に対して、市が被った損害の範囲内において、その全額について賠償請求できるものとする。

(契約の不調)

第 14 条 事由の如何を問わず、設計・建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合には、本基本契約に別段の定めがない限り、当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(契約の終了)

- 第 15 条 本基本契約は、本基本契約の締結により法的効力を生じ、維持管理・運営期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、本基本契約の各規定は市及び事業者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、本基本契約以外の事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。
- 3 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、市は、事業者の全部又は一部が次の各号のいずれ

かに該当するときは、事業者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、市の第 13 条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 本事業に関して第 7 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合。

(2) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、市が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

4 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、事業者は、市が本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないときは、市に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げない。

5 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該事由が生じた日をもって本基本契約は終了する。なお、本項に基づく本基本契約の終了後も、市又は事業者の相手方に対する違約金、損害賠償その他既発生の責任（既発生の原因に基づく潜在的な責任を含む。）に係る請求は妨げられない。

(1) 設計・建設工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合。

(2) 締結している設計・建設工事請負契約又は維持管理・運營業務委託契約のいずれかが解除された場合。

6 前各項の定めにかかわらず、本基本契約の終了後も、第 13 条、第 14 条及び第 16 条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

7 次の各号のいずれかに該当する場合、何らの意思表示もなしに、その時点で市が本基本契約を解除したものとみなされるものとする。

(1) 事業者のいずれかが本基本契約の債務の履行を拒否し、又は、いずれかの事業者の本基本契約の債務について履行不能となった場合

(2) 次の各号に掲げる者が本基本契約を解除した場合

① いずれかの事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

② いずれかの事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

③ いずれかの事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

8 市及び事業者は、本条の定めるところに従って本基本契約が解除された場合、締結している本基本契約以外の事業契約において損害賠償金、違約金及び契約保証金の取扱いについて定めがあるときは、当該定めが本条の定めとともに重疊的に適用されることに同意する。

(秘密保持等)

第 16 条 市及び事業者は、事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 市及び事業者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市が守秘義務契約を締結した市のアドバイザーに開示する場合
 - (5) 市が守秘義務契約を締結した者に開示する場合
 - (6) 本施設の維持管理・運営に必要な場合（本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）
- 4 市は、前各項の定めにかかわらず、事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 事業者は、事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、別添（個人情報・特定個人情報取扱特記事項）のとおりとし、事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。
- 6 事業者は、事業者の役員、従業員、事業者の代理人又はコンサルタント、SPCが出資された場合にはその出資者に対し、本条の秘密保持義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

（要求水準書の変更）

第17条 市は、次の各号所定の事由が生じた場合、次項の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
 - (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
 - (3) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。
- 2 要求水準書の変更は、次各号の定めに従って行われるものとする。
- (1) 市は、前項各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を事業者へ通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
 - (2) 事業者は、第1号所定の通知受領後20日以内に意見書を提出するものとする。
 - (3) 市は、事業者が第2号所定の意見書を期限内に提出しないときは、事業者の意見がないものとして取り扱うことができる。
 - (4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとする。ただし、事業者の意見を聴取した結

果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行ったうえで確定的な変更内容を事業者に通知することにより、要求水準書の変更を確定するものとする。

（５）事業契約に基づく事業者への支払金額を含め事業契約の変更が必要となるとき、市は、必要な契約変更を行うものとし、事業者は、これに協力する。

（管轄裁判所）

第１８条 市及び事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、松山地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（誠実協議）

第１９条 事業契約に定めるもののほか、事業者は、今治市契約規則（平成１７年今治市規則第６３号）に従うものとし、同規則に定めのない事項について必要が生じた場合、又は事業契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び当該事業契約を市と締結した事業者が誠実に協議して定めるものとする。

本基本契約の締結を証するため、本書 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付して仮契約を締結し、別途市及び建設事業者間で締結される設計・建設工事請負契約についての今治市議会の議決をもって本契約に読み替える。

(特約条項条文)

本基本契約は、設計・建設工事請負契約が今治市議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において事業者がこのことにより損害を生じた場合においても、市は一切その賠償の責に任じない。

令和 8 年 12 月 ____ 日

発注者 愛媛県今治市別宮町一丁目 4 番地 1
今治市
今治市長 徳 永 繁 樹

事業者

(代表企業／【建設事業者／運営事業者】)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(建設企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(設計企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(運営企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

(維持管理企業)

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

【（S P C）】

[所 在 地]

[商 号]

[代表者氏名]

別添

個人情報・特定個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、今治市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報及び特定個人情報を取り扱う際には、個人情報及び特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託)

第4 乙は、甲の許諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の許諾を得て、この契約による個人情報の処理を第三者に再委託するときは、第三者に個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

(特定個人に情報の処理についての再委託)

第5 乙は、特定個人情報の処理を第三者に再委託するときは、次に掲げる事項を含め、乙自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる再委託先に限定して特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託するものとし、甲の事前の書面による同意を得なければならない。

(1) 委託先の設備

(2) 技術水準

(3) 従業者に対する監督・教育の状況

(4) その他委託先の経営環境

2 乙は再委託先との間で、この契約（この特記事項を含む。以下同じ。）と同等の内容の再委託契約を締結しなければならないものとする。また、再委託先にはこの契約により乙に課せられる安全管理義務と同等の安全管理義務を課するものとする。再委託契約の中には、再委託先が更に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合には、甲及び乙の事前の書面による同意を得るものとする規定を設けなければならない。

3 再委託先は、特定個人情報の処理の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。甲は、乙が再委託先に対して適切な監督を行っているかどうかを監督するものとする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、次2項に定める場合のほか、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、特定個人情報を、この契約に定める業務の目的以外に利用してはならない。

3 乙は、特定個人情報を、秘密として保持し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき委託業務を処理する場合若しくは第三者に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合又は同法第19条に定める場合を除き、第三者に提供、開示等をしてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の持ち出し禁止)

第8 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を乙の事業所以外の場所（特定個人情報については、乙の事業所内の取扱区域（特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。）又は管理区域（特定個人情報を取り扱う情報システムを管理する区域をいう。）以外の場所）に持ち出させてはならない。

(事故発生時の報告義務)

- 第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 前項の場合において、乙は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、甲に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。
- 3 特定個人情報の漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、甲に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、乙は当該申立ての調査解決等につき協力するものとする。
- 4 前項の第三者からの甲に対する申立てが、乙の責任範囲に属するときは、乙は、甲が当該申立てを解決するのに要した一切の費用を負担する。
- 5 特定個人情報の漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、乙に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、乙は、速やかに、甲に対し申立ての事実及び内容を通知するものとする。
- 6 甲が必要と判断するときは、甲は、乙に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立ての解決に関する指示又は援助を行うことができる。
- 7 本条の定めは、この契約が完了し、又は解除された後においても有効とする。
(個人情報の返還又は処分)
- 第10 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。この場合において、甲の指示があるときは、その指示内容に従い、返却、廃棄その他の処分をするものとする。
(監督)
- 第11 甲は、この契約による事務に係る個人情報の保護のため必要があると認めるときは、乙から報告を徴収することができる。
- 2 前項の報告は、甲が要求した場合は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、委託業務の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告するものとし、甲は、乙に対し、書面により委託業務の遵守状況等について確認することができる。
- 3 甲及び乙は前項の確認の結果を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応するものとする。
(監査・検査・行政庁等への協力等)
- 第12 甲又は甲の指定した者は、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上でいつでも、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧及び複写、乙の役員及び従業員への事情聴取等委託業務の処理状況等について監査又は検査を実施することができる。乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の監査又は検査に協力しなければならない。
- 2 前項の監査又は検査の結果、乙の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要と甲が判断した場合、甲は乙に対し、その改善を要請することができる。
- 3 乙は、甲が要求した場合は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、乙の費用で、甲が指定又は認める外部機関によるセキュリティ検査を受け、甲の要求する基準を満たさなければならない。
- 4 乙は、甲の監督当局に対する義務の履行等（甲を対象とした監督当局による検査、報告命令、記録の提出要求に対する対応その他甲の監督当局に対する義務の履行等）を妨げることがないように、甲に対する情報提供、資料提出等必要な協力を行わなければならない。
(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)
- 第13 甲は、乙がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
(その他)
- 第14 乙は、前第1から第13に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。